

長崎砂糖考(5)

本会幹事

村崎春樹

(7) 宝暦7年(1757)

9月下旬①出島草刈の新大工町仁助が出島でこぼれ砂糖15斤をオランダ人から貰うが、その際さらに200斤の砂糖の抜荷(密貿易)の話もちかけられた。仁助は、この話を②江戸町弥十郎の母りんりに相談、当初は200斤(120kg)の砂糖を2両2分(古金換算約560千円)で買う予定であったが、価格折衝の結果2両1分(約530千円)となった。しかし、りんが資金を準備出来なかったため、③嶋原町の長右衛門を仲間に入れ、銭17貫(約530千円)を準備した。この銭を長州国旅人六助が古金2両1分に両替した。

仁助は、手付金1分を受け取ったが、④袋町岡村屋の店で鉄槌の代金として支払った。

10月2日の夜、長右衛門と六助が江戸町波止場から小船で出島塀際に漕ぎ寄せて、古金2両1分で182斤(109kg)の砂糖を密かに買い受けた。この砂糖は、⑤東浜町砂糖屋重吉に⑦忠左衛門と⑥銅座跡喜平次の口利きで300目(約654千円)で売り払い、忠左衛門と喜平次には口銭を払った。

その売買によって長右衛門とりんは4貫文(124千円)の利益を得たので、各々2貫文(62千円)づつ分けた。りんは、その2貫文の内から六助に500文(15千円)、仁助に500文を渡した。

- ①出島草刈 新大工町 仁助 入墨の上追放
- ②江戸町弥十郎母 りん 文(155千円)過料20日押込
- ③嶋原町 長右衛門 入墨の上追放
- ⑦江戸町弥十郎家内帳面 忠左衛門 20日押込
- ⑥銅座跡 喜平次 10日押込
- ⑤東浜町 砂糖屋 重吉 砂糖取上げ10日押込
- ④袋町岡村屋惣兵衛手代 源兵衛 古金取上げ10日過急手鎖
- 本博多町播磨屋手代 太郎右衛門 20日過急手鎖
- 江戸町 弥十郎 叱り

ケース(1)のように犯罪歴があり、さらに役人を買収して繰り返す密貿易を行う場合は、対象が砂糖3包み売値3貫200文(現在

の金額換算96,000円程度)であっても長崎奉行が老中の裁可を受けて獄門と言う極刑になった。またケース(2)のように主犯が遠島となり共犯が佐渡金山の水汲人足送りの重い処分がくだされている。

しかし、敲の上軽追放や入墨敲、軽追放などと比較的軽い処分というものもある。また盈物(こぼれもの)であってもケース(4)と(5)の様に咎められるケースもあった。更に密貿易ではないが国内産の砂糖を長崎から大阪へ回送する場合は、長崎奉行所の許可を得る事が必要であった。

ケース(7)はオランダ人が絡んだ抜荷(密貿易)事件と密貿易に使用する古金(改鑄する前の古い貨幣で、当時流通していた貨幣より高い価値を持っていた)を選別して使用した事件が裁かれている。この事件で注目すべきは、「こぼれ砂糖」が公式文書に表れていることである。また、夜半とはいえども出島の塀際まで小舟で漕ぎ寄せて、オランダ人から直接、砂糖を受け取っているなど大胆な手口であるが、処分は、密貿易を仲介した仁助と金を調達し、砂糖を受取に行った長右衛門が入墨の上追放。共犯のりんが過料と押込めと、かなり軽くなっているのは、りんが取り調べ段階で協力的であったのか、犯科帳には「吟味之上及白状不届至極ニ付急度可申付候得共此度は宥免を以過料五貫文取上廿日押込申付候」とある。密貿易品の砂糖を買い取った重吉は、出所の不明な砂糖を買い取ったとして、その砂糖を没収されたうえ10日押込めととなっている。忠左衛門と喜平次は、出所不明な砂糖売買の仲介をしたとして20日と10日の押込めとなった。その他のものは、古金の受け取りや両替に関するものである。最後に、りんの息子弥十郎は、出所不明な砂糖があるのを母親に問いただすことをしなかったとして、叱りの処分を受けたものである。

このように、一般にドラマにあるように抜荷即死罪ではなく、十分に取り調べを行い、前科や常習性などを考慮して量刑を判断しているのが垣間見える。

(次号に続く)

